

国民健康保険(国保)の制度は 平成30年度から 「各市町村ごとの運営から県域での運営」に変わります

国民皆保険制度を支える国保の構造的課題

- 「年齢構成が高く医療費水準が高い」
- 「所得水準が低く保険料負担が重い」
- 「小規模な運営主体(市町村)が多く財政が不安定になりやすい」

高齢化がすすみ
課題が深刻化

加入者の皆さんにとっては…

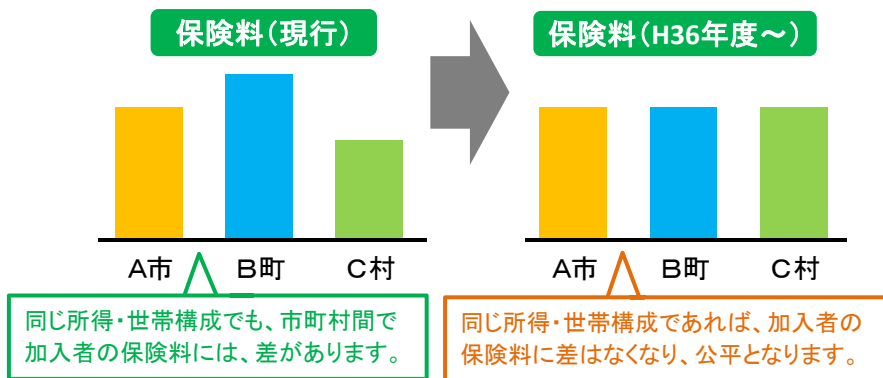
医療費の単価(診療報酬)は全国共通の制度なのに、国保の保険料負担は市町村ごとに異なっています。

こうした課題に対応するため

○平成30年4月から、県も市町村とともに国保の運営に加わり、国保の財政運営を市町村単位から県単位に拡大します。これにより、予期せぬ医療費増等の財政リスクの軽減など、**国保運営の安定化**につながります。

○「**同じ所得・世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険料が同じ**」
(平成36年度予定) になることを目指し、**加入者の負担の公平化**につながります。

医療費は毎年増加の傾向ですが、今回の国保制度の改正によって保険料負担が一定程度増加する加入者については、一度に過度な負担増とならない仕組みを設けます。



○必要な医療サービスを安心して受けていただけるよう、県、市町村、関係機関が連携して、引き続き**医療提供体制の整備や医療費の適正化**に取り組んでいきます。

加入者の皆さんにとっては…

将来的に急激な保険料上昇が起きにくくなり、安心につながります。

※窓口は、平成30年4月以降も引き続きお住まいの市町村です。



制度改正にご理解、ご協力をお願いいたします

問い合わせ 税務保険課 ☎0746-42-0441

奈良県国保制度改正

検索